

## 板橋区における地域 BWA 事業者の選定に関する要綱

(平成31年3月22日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）に地域 BWA を導入するに当たり、区と協定を締結した地域 BWA 事業者が、総務省に免許申請を行い、開局許可を受けた上でサービスを提供する必要があるため、当該協定を締結する地域 BWA 事業者の選定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 BWA 市区町村におけるデジタル・デバイドの解消や公共サービスの向上等に資する高速データ通信を行うサービスをいう。
- (2) 地域 BWA 事業者 地域 BWA を提供する事業者をいう。

### (選定委員会の設置)

第3条 地域 BWA 事業者を選定するため、板橋区地域 BWA 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てることとする。

- (1) 政策経営部長
- (2) 政策経営部政策企画課長
- (3) 政策経営部 IT 推進課長
- (4) 危機管理部防災危機管理課長
- (5) 危機管理部地域防災支援課長

3 委員会に委員長を置き、委員長は政策経営部長の職にあるものをもって充てることとする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

### (所掌事務)

第6条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域 BWA 事業者の公募及び選定に関する事項
- (2) その他委員長が必要と認める事項

### (委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、地域 BWA 事業者による申請に関与してはならない。

3 委員会は、委員が前項の規定に違反したときは、当該委員を地域 BWA 事業者の選定から除外することができる。

4 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、政策経営部 IT 推進課が処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が定める。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。